

# 令和4年度北上市議会 議会運営委員会 行政視察概要報告書

## 1 視察期間

- (1) 令和5年1月24日（火）
- (2) 令和5年1月30日（月）～31日（火）

## 2 視察先

- (1) 宮城県柴田郡柴田町議会
- (2) 栃木県那須塩原市議会、東京都町田市議会

## 3 視察事項

議会運営について

（議員間討議、反問権の運用、政策形成サイクルについてなど）

## 4 視察の概要

### 【柴田町議会】

- (1) 概況（令和4年4月1日現在 HPから）

人口 37,135人 / 世帯数 16,175世帯

面積 54.03km<sup>2</sup> / 議員定数 18人

柴田町は、宮城県南部に位置し、仙台市から25km、仙台空港や東北自動車道・東北横断自動車道村田ICから10数kmの距離にある。町の島南端を阿武隈川、中央部を白石川が流れて町を二分している。

藩政時代、槻木地区は仙台藩直轄の穀倉地帯、船岡地区は城下町として栄えた。明治22年町村制施行に伴い槻木村、船岡村になり、槻木村は明治37年、船岡村は昭和16年に町制施行した後、昭和31年4月1日に両町が合併して柴田町が誕生した。

基幹産業は農業であったが、国道4号線、JR東北線、阿武隈急行線などが走る交通の要衝という利点を生かし商工業が伸びた。現在では県内有数の製造品出荷額を誇る。

観光面では、春の桜まつりや秋の菊人形まつりに多くの観光客で賑わい、桜まつりには白石川の一木千本桜、船岡城址公園の桜を目当てに県内外から20万人の人々が訪れる。

- (2) 内容

### ア 議員間討議について

柴田町では、平成25年に議会基本条例を制定して議員間討議することを明記しており、予算・決算議会審査の際にシステムの的に組み込まれているなか

で実施している。

議員間討議を始めるときには、他自治体の例を参考にどのようにしたらいいか模索、検討していたが、総合体育館建設に係る事業について議員間での意見が大きく異なる状況が発生し、その時に議員間討議をしたことがきっかけとなった。

ワールドカフェ方式を取り入れていることが特徴的であるが、議員間討議についても議員全員で行う検討もしたが、町民との懇談会をワールドカフェ方式で実施している環境があることから、議員間討議についても同じようにワールドカフェ方式で実施している。ワールドカフェそして全体会議をやった上で、議運全体で一致できる点はどこなのかという議論を行うようになってきた。

具体的な進め方としては、まず予算・決算議会の初日に、議員がおの各々全事業対象に予算・決算を見て、見直しや過不足が無いかなど資料に目を通した上で、議論するための1段階目のワールドカフェを行う。次に、各所管ごとに執行部からの説明や質疑を行い、一定程度資料について認識が深まった段階でワールドカフェ方式で、委員間討議を行う。その後、ワールドカフェで出された意見を各所管ごと振り分け、委員会ごとに委員間討議を行って、全体の議員間討議で、出された意見をどういう形でまとめるか、付帯意見か政策提言とするかなど、まとめの作業を行う。

ワールドカフェ方式で行うことについて、相手の話を否定せずに尊重することがルールとして定めているので、議員間で忌憚なく意見を出し合える、お互いに意見を聞きながら学び合える、刺激を受けて知識を深めようという努力もするというような相乗効果がある。一方では、否定せず、幅広い議員の意見を拾えるという点が、意見をまとめるという方向には向いてない方式である。

また、ファシリテーターは事務局がやっているが、忌憚なく意見をのべられるという点から特にファシリテーターの特別なスキルなどは不要とのことだった。

## イ 反問権について

柴田町議会では、以前から一般質問の際に、執行部側が反論的な発言をすることがあり、どう扱ったらいいかということが議論になっていた。そういう関係もあり、議会基本条例に反問権の内容を定めることとして反問権執行部に通達した。

最初は、執行部側が一般質問に対して質問意図の確認的な運用ということで考えていたが、反論的な内容も出てくるようになったためそれを認めるかどうか議論した。結果的に、反問権行使のタイミングとして、最初の質疑と

答弁をした後、一問一答に入る前の段階で、反問権を行使できるようなルールを定めた。また、確認以上の質疑についても認めるということになっている。実際に運用してみて感じるのは、どのようなタイミングで行使するかと言うことは最初からはっきり決めていた方が良いとのこと。

#### 【栃木県那須塩原市議会】

##### (1) 概況（令和5年1月現在 資料から）

人口 114,654人 / 世帯数 48,729世帯

面積 592.74km<sup>2</sup> / 議員定数 26人

那須塩原市は栃木県北部に位置し、北西部に日光国立公園に指定されている山岳地帯、那珂川と箒川の扇状地には田園地帯が広がっており、酪農も行われるなど、豊かな自然に恵まれ、農業、観光業のほか商業や工業など産業がバランスよく展開されている。

首都圏からは約150kmに位置し、東北新幹線や東北自動車道、東北本線、国道4号線などの交通網を有している。これら恵まれた地域特性を背景に明治時代から開拓が始まり、その歴史は「那須野が原開拓浪漫譚」として2018年日本遺産に登録された。市内には開拓に関連した名所旧跡や文化財、歴史遺産が数多く残り町の歴史をいまに伝えている。また、日本三大疏水の一つ那須疏水、全国有数の温泉地である塩原温泉、板室温泉などがあるほか、牛乳の生乳生産額は北海道について全国2位となっている。

##### (2) 内容

###### ア 議員間討議について

###### ・導入の背景

平成24年に施行した「那須塩原市議会基本条例」に明記されており、議会基本条例を検証するなかで、議員間討議をどこで、どうやって行うのかなどしつかりとした手順的なものがなかったため、各議員も実際にはどのように実施していいかわからないという意見があり、改善のため実施方法の確立を検討することとなった。ガイドライン的なものを作ることとし、議会運営委員会において、対象とする会議、申し出のタイミングや発言時間など盛り込む項目を挙げ、各会派で検討した。その後議会運営委員会の中で、会派代表と話を詰めていきながら項目を検討して令和2年に議員間討議実施要綱を施行した。

###### ・現在の運用

対象とする会議は、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会のほか会議規則で定める協議の場としている。議案等の上程後の質疑が出尽くしたのちに議員間討議に入るという流れで行っているが、討議中に疑義が生じた場合には討議を止め質疑に戻り、執行部に質疑をできることとしている。当初は執行部に退席を求め別室で待機してもらっていたが、現在は討議中も同席している。

#### ・運用後の課題

討議をどの段階で行うか試行錯誤した経緯があり、現在は執行部案件等についての討議がメインとなっているが、今後は議員提案の計画や条例の策定に当たって、あるいは本会議で自由な意見交換ができるよう充実に図っていきたい。

議員が議員間討議について認識を持つ必要があるが、全員が理解している状況にはなく意識を変える必要がある。また、議論を進めて論点を整理していくためには進行役が重要な役割となるので、議員間討議の運営スキル、ファシリテーション能力の向上が必要となる。

#### イ 反問権について

議会基本条例に明記し「市長等は議員の質問に対して反問することができる」と認められている。平成20年の6月議会から、本会議及び委員会の出席者全員に付与されているが、当時ガイドライン的なものは作らないこととして以来、策定については検討などしていないが、次第書には盛り込まれている。ここ10年ほどで1回くらいしか行使されたことがなく、内容は議員の発言について確認した程度のものでほとんど使われていない。実際には、はっきりと反問権の行使を意思表示せずに、執行部側が答弁の前に議員に対して質問の意図や意味など確認してから答弁することがある。

#### ウ 政策形成サイクルについて

2つの流れで進めている。政策立案提言のシステム化として、仕組みや組織、役割整理として議会基本条例の検証による取組実行計画からこのような形とした。

委員会活動などや広聴広報機能から各常任委員会等に回して政策提言をするということで、常任委員会で提案している北上市と同じやり方になっているもの。また、那須塩原市議会は、市民からの声を常任委員会にあずけるやり方と、あとは、各委員会が立ち上がり委員長とか副委員長が決まった後などに、各常任委員会でテーマ設定を行って1年ないし2年でサイクルを回していく。必ず執行部に政策提案をし、執行部からも提案として回答が返ってくる形になっており各常任委員会でも政策形成ができるような仕組みづくりは行われている。

もう一つは、各会派であったり常任委員会単位で政策テーマを決めると、やりたい分野が出来なくなってしまうということがあることから、「政策研究会」という3人以上で同じテーマ設定をやりたい議員同志で調査活動が行えるようにするという形をとっている。そこでまとめたものを、正副議長とか議運長、常任委員長あと会派の代表などで構成する政策検討委員会の分科会というところに上程をし、テーマ、研究したい内容を諮って承認が得られれば、それが政策検討会議という形として政務活動費が適用になるという仕組みがある。その

後の流れは一緒になっていくが、この二本立てで、政策形成サイクルとして行っている。

#### 【東京都町田市議会】

##### (1) 概況（令和5年1月現在 HPから）

人口 430,831人 / 世帯数 205,310世帯

面積 71.55km<sup>2</sup> / 議員定数 36人

町田市は1958年（昭和33年）、町田町、鶴川村、忠生村、境村の1町3村の合併により東京都で9番目の市として誕生した。

東京都の最南端に位置し、半島状に飛び出しているため周囲を神奈川県に囲まれているという特殊な環境にある。人口は約43人で、都内では東京23区、八王子市に次いで3番目、東京都のベッドタウンとなっている。新宿や渋谷、横浜には30分程度、湘南や箱根には1時間以内で移動できることから、都心にも海や山にも行きやすいことも魅力の一つである。商店街があり飲食店も数多くあるが、駅から離れると農地や公園など緑豊かな自然もあり、バランスが良い街としてファミリー層を中心に注目が集まっている。

小田急線町田駅の1日平均乗降者数は新宿に次いで2位、JR横浜線町田駅は1位と多くの人が行き交っている。市内には9つの大学と8つの専門学校があり学生の多い街でもある。

##### (2) 内容

###### ア 議員間討議について

町田市では、議会改革特別委員会のほか議会運営委員会からも提案があり、平成24年に委員会の請願審査に議員間討議を導入することとした。その時、提案者の意図としては、県などであれば、議会での話し合いの内容や論点は地方紙で住民に向けて紹介をしてもらえるが、市町村議会の論点などは新聞で取上げてもらえず議員が自分たちで紹介するぐらいしか方法がないので、議員間討議をして論点や議論を住民にしってもらいたいというものだった。

最初の段階で、請願審査に取り入れることとしたのは、賛否の論点を絞りやすいということだったが、実際に始めてみると請願について「今回結論を出すのか」「継続審査にするのか」討議に終始するというような程度で、議員間討議の実施を提案した意図がなかなか実現しなかった。最初は狙ったような討議ができなかったが、回数を重ねると少しずつ変化が見え始め、また、議員の改選などもあって踏み込んだ内容の討議がなされるようになり、市長提出議案でも議員間討議ができないかという検討がされている。

討議をする際の進め方は、当局担当者から請願内容に対する妥当性や実現性について意見聴取し、それに対する質疑を行い、ひととおり質疑答弁が出たら質疑の途中として委員間討議に入る。議員間討議の最中でも執行部に質問したいこ

とが出た場合に質疑ができることから、質疑の途中としているもの。その後はまた討議に戻り、質問があれば質疑、を繰り返して行い発言がでなくなったら議員間討議を終了して討論に入っていく。

#### イ 反問権

町田市議会においては反問権の行使について認める取り決めがない。会議中に当局が議員に論点の確認などしたい場合は、答弁の際に質問の意味などを問いかけるようなことで対応している。

#### ウ 政策形成サイクル

形式的に定めているものはない。

#### エ その他

町田市議会は平成10年から議会改革（活性化）に取り組んでいることから、依頼した調査事項に加えて、これまでの改革の取り組みについて紹介があった。

改革を推進する会議は、議会運営委員会と議会改革特別委員会の二つの委員会としており、改革を検討する議題については議会運営委員会の中で協議して提案され、その後、案件によって議会運営委員会と議会改革特別委員会とに振り分けて議論する。議会改革に係る他市への視察、他市の事例を参考とすべきかなどの検討も議会運営委員会で行っている。町田市の特徴的な取り組みは次のとおり。

##### ・インターネット中継

ケーブルテレビでの放映ではなく、インターネット中継を行っている。平成15年から本会議中継を開始して、平成22年からは常任委員会、特別委員会を追加。

##### ・広報活動

議会の開催を周知するため、ポスターを作成して公共交通の車両に掲出している。傍聴やインターネット中継をPRする内容となっており、コミュニティバスのほか民間バス170台に無料で掲出している。また、町内会や自治会にPRチラシを配布している。

##### ・親子傍聴室の整備

子ども連れでも気軽に傍聴できるように、静粛を求める傍聴席とは別に話をしながらでも傍聴できるスペースとして「親子傍聴室」を設置している。親子という名称ではあるが、子ども連れではない市民も利用できる。

##### ・市職員の傍聴研修

新採用職員の全員に議会傍聴を研修として実施している。全職員が議会対応を行っていくため早期に議会を知ってもらう機会としている。

##### ・議会カルテ

議会の審議・審査内容をいち早く市民に伝えるため、議案や請願・陳情、委員会での審査、質疑と答弁、討論内容や審査結果、議決結果を掲載した「議会

カルテ」をホームページで公開している。速記者がいて48時間以内に特急版で議事内容を届けてもらい、速やかに作成、公開している。

- ・高校生との意見交換会

町田市議会では平成29年度から高校生との意見交換会を実施している。コロナ禍により休止やオンライン開催をした年もあるが、これまでに5回開催。市内の都立、私立高校の高校生が多い時には9校43名が参加。その年ごとにテーマを決めてワールドカフェ方式を採用するなど小グループでの開催としている。

## 5 所 感

### 【宮城県柴田町議会】

#### (1) 議員間討議について

- ・基本条例規定に自由討議の実施について定めており、討議の始め方はワールドカフェの名称で三つのグループ・席を変えながらワークショップ形式で実施する（ルールがある）。①議員「全会一致」でなければ次に進めない②話しを聞く・否定しない・皆が意見を言える「ふんいき」を作るなど。

まだ本会議では、議員間討議は実施していないようなので難しさを感じた。

条例規定に基づいて委員間討議を取り入れることにより、議論が活発になり、議員の考え方が分かり理解することができる部分あり良いと思う。

（少しずつ慣れ、少しずつ改善していけば良いと思う）

- ・自由討議をワールドカフェ手法にしているが、議員全員の意見を引き出す為なら有効だと思うが、提案する際は全会一致にしているのも、議員全員個々の意見は尊重されず、全員が一致する意見を作成しているで、ワールドカフェしている意味があるのか疑問を感じた。

- ・平成24年から議会基本条例・自由討議実施要綱を制定されている。議員間討議を始めたきっかけは、平成29年に総合体育館建設に関し、論点を整理するために、ワールドカフェ方式で実施したことからスタートした。その後、本会議以外の様々な会議で活用されている。中でも予算・決算においてはしっかりと全事業を審査・議員間討議を行い提言書まで提出されている。

- ・議員間討議について、本会議では議員間討議を行っていないことが確認でき、やはり運用のし易い場は委員会であることが再認識できた、しかし、柴田町議会では決算議会では初日に全体で「ワールドカフェ」を用いて討論していることについては、議員個人のスキルが高いのであるのではと感じ入った。

過去には、体育館建設に伴う事案について議員間討議を行い、各々の考え方や規模について等ワールドカフェを行い様々な意見が出されたと説明されたが、結論を出すために行ったものではないが意見の集約等議会事務局には事務作業増加が伴うことが述べられていた。

議員間討議のルールとして、出された意見について、否定しない・批判しない・ファシリテーターは話しやすい環境を構築することが大事と申ししていた。

以上を踏まえ、議員間討議は北上市議会基本条例にも謳っているが運用についてうまくいっていない現状、まず委員会の中で行うルールか申し合わせ等で環境を整えていくことも必要ではないかと思えた。

- ・予算と決算についても、初日からワールド・カフェ方式により議員間討議をしているとの事で、各議員の事前の準備がかなり大変なのではないかと感じました。私自身も予算・決算審議の前には、前年度との比較や以前の答弁などを参照しながら20時間以上は読み込みしますが、それでも自分の所属する常任委員会の所管事業分しか見れません。それを全事業について議論するにはかなりの準備が必要ではないかと思いました。最も、全議員が全ての事業を見ている訳ではなく、それぞれの議員が興味ある事業について調べているだけかもしれませんが。

- ・議員間討議が活発に行われていると思う。ワールドカフェ方式の議員間討議で論点の整理をして、議員間の共通の認識の上にさらに議員間討議を行い議会全体の提案としている。例えば（仮）総合体育館建設に関して7回全協の場で議員間討議が行われていた。

期間も4年間継続している。この事によって議論が深まり各議員の考えも整理され、理解が深まるのだと思う。予算・決算においても議員間討議を行い付帯意見として提案している。北上市議会で行う場合の参考になった。

- ・各議員による質問の趣旨を確認し、論点を整理することが目的であり、各議員の意見発表の場に終わらせないにすることが大事である。

議長又は委員長が「議員間討議の有無を諮り」、一人でも意思表示すれば実施される運営は参考になった。

現状は、討議テーマはそんなに多くなく30分以内で終了している。議会運営上の支障はないと思う。

## (2) 反問権について

- ・話を聞いていて、分りにくいのでルール設定が必要と思った。また、議員の勉強会が必要と感じた。

- ・反問権については、当市の様に「質問の趣旨を確認するだけ」ではなく、いわゆる”反論”までできるような反問権である点が驚きでした。しかし、本来の『議論』というものは反論があって当たり前であり、議員側も単なる質問だけではなく反論されても答えられる位、調べた上で質問に臨んだ方が質問のレベルも上がるのかもしれない。

- ・反問権の運用については、質問の趣旨が分からない時など論点を確認、明確にするためには必要と思う。柴田町では議長と議運委員長が当局との調整を行ってルールを確認をしている。北上市議会でも質問等の確認はあるが反問権の行使は未



だだと思うので議会基本条例の定めるままで良いのか、柴田町のように反問権実施要項を定めるのか今後検討が必要だと思う。

【那須塩原市】

(1) 議員間討議について

・基本条例に明記されており、「PDCA サイクルシート」取り組み評価を実施、討議の対象に応じて検討項目を会派ごとに検討して、議員間討議実施要綱に基づき実施しているが、本会議での討論はまだ行われていない。

議会基本条例に明記・事業評価資料 (PDCA サイクルシート)・検討事項シート (討議の対象)・実施要綱があり、良いと思ったが実際運用となると時間かかり、スピード感なく疑問に思った。

・質疑のあと、必ず「議員間討議ありませんか?」と聞くことは取り入れていいことと思う。委員会をネット公開していて、議員間討議も公開しているのは早急に取り入れるべきと思う。

委員長は議員の中でファシリテータ能力がある議員が就任するべきと感じた。

・議員間討議を行う際には議員間討議についての認識を議員がもたなければならない。委員長などの進行がカギとなるので、ファシリテーション能力の向上が必要。

・本会議においても議員間討議を行っている聞いて、なかなか難しいことを行ったと思えたが、議論の中で当局へ問いただす必要があったときは有効であったる、ただ議員の議論を当局の前で行うことは心情的には阻まれるようであったが、議員も内容等よく調べてくるようになりスキルアップにはなると話されていた。

議員間討議は議案にたいしてだけでなく、議員よりの提案により議論していく体制を作っているので、議員間討議を経て各委員会、又は、各会派等での議論後議会よりの提案としていくようで、これは見習うことができると思う。現在は議員一名よりの提案でも行っているが、過去には複数の賛同者がいないときは、議員間討議は行っていなかった、運用しやすいように変更している。

・議員間討議は、まだ委員会でしか実施していないとの事だったが、すべての議案を対象に、質疑を終結せずに議員間討議をしているとの事。更には議員間討議の後にも質疑ができるように。討論中にも質疑、答弁は可能とした点にも関心しました。結果として質疑と議員間討議を交互に行う様になり、委員長等の進行の力量が重要になってくると思われます。一度、ファシリテーション講習会を全議員に実施したようですが、2年に1度程度は実施すべきと思いました。

・議会基本条例の検証から議員間討議の必要性を認識。現在は委員会において、長・各委員の判断で実行し、議事録には要点を残し委員長報告にも盛り込んでおり、北上においても即実施すべきである。全協、本会議における実施には課題整理が必要としながらも、議員の要望はある。

・議員間討議実施要領が定められており、議員のスキル向上のためにファシリテ-

ション等の研修が盛り込まれていて実施されている。研修の成果は質問していないが、方向性は良いと思う。議員の持つ能力は其々なので課題の共有に議員間討議が必要とのことだが共感できる。

- ・各議員による質問の趣旨を確認し、論点を整理することが目的であり、各議員の意見発表の場に終わらせないにすることが大事である。

議長又は委員長が「議員間討議の有無を諮り」、一人でも意思表示すれば実施される運営は参考になった。

現状は、討議テーマはそんなに多くなく30分以内で終了している。議会運営上の支障はないと思う。

## (2) 反問権について

- ・議会基本条例に明記されているが、現在は確認程度あり殆どない状況であるとのことと特に説明がなかった。

- ・反問権については議員の発言内容の確認に関わるもの。当市とほぼ同じような状況。当局からの質問の内容確認が主で、本来いわれている反問権の行使とは違って現実的運用と思われる

- ・反問権については、質問の趣旨、言葉使い方などの確認の際に認められているが、実際に使われることは稀である。本格運用にあたっては議員の資質に関わるものが懸念される。

- ・政策上の反問ではなく、議員側の質問趣旨が伝わらなかった時に対応。※北上市議会は「休憩を宣告」して対応している。

## 【町田市】

### (1) 議員間討議について

- ・議員間討議は現在「請願審査」のみであり、それ以外は休憩中の自由討議で行っている。記録は残らないが、特に問題なく運用している。

- ・議員間討議を、委員会の請願審査に導入。議会改革の一環として検討を重ね実施している。

- ・議員間討議は、請願にのみ実施しているようですが、こちらも委員長の進行能力が重要になってくると思いました。

- ・特に実施規定は設けていない。委員長の「議員間討議を行う」旨の発言で運営されている。

### (2) 反問権について

- ・特にルールなどはなく、実際には「今の質問はどのような意味か」というような確認程度である。

### (3) その他

- ・議会に関心を持ってもらう為に、小さい事でも良いから出来る事からやっけて行こうがモットーになっているようだ。

※議会改革（活性化）の取り組みについて、議会に於ける全般的な内容の説明が主であった。議員数は36人、事務局職員18人、委員会には書記3人態勢で対応し、また、各委員会開催時には専門の速記者が常時入っている（4人）。

- ・傍聴受付簿廃止は取り入れたいと思う。
- ・速記予算に年920万円かけるより、パソコンを速く打てる職員又はパート等で対応できると思う。
- ・決算認定での附帯決議が200以上あり、それ以上の質疑あるとのこと。北上市も見習いたいと感じた。決算・予算共に附帯決議を的確に多く出し、当局も真剣に対応し予算に反映しているので、議員のやりがいもあると思う。
- ・議会が外へ出向くのではなく、市民が議場に来てもらえるように取り組んでいる。
- ・全新人職員が、本会議（一般質問）を傍聴する研修を行っている。新人職員を含む全職員が議会对応を目的としているため。
- ・高校生と町田市議会議員の意見交換会を平成29年から続けて開催している。令和2年は出来なかったようだが、令和3年には参集だけではなく一部・オンラインでの参加も交えて開催されていた。続けていくことが重要だと改めて感じた。

※第15回マニフェスト大賞で令和2年11月「コミュニケーション戦略賞・最優秀賞受賞」

- ・政務活動費の収支明報告書を市議会だよりで公開。
- ・決算審査において全議案に付帯意見を当局に送付している、付託された委員会において全議員より意見を出され、委員会でもまとめ提出されている。（重複した意見は採択されていない）
- ・傍聴者を増やす取り組みとして、「市議会を開催します」と「市議会を傍聴にいらおう」等のポスターを路線バス・コミュニティーバスに掲出されているし、来ていただいた傍聴者へ配慮として、本会議・委員会において資料は用意している、決算書・予算書も閲覧用として用意している。
- ・一般質問では時間超過にならない手段として、時間になったら事務局でマイクスイッチの切断を行う。（時間オーバー防止策）
- ・中学生・高校生との定期的意見交換会開催、ワールドカフェ方式で年々参加者が増えている。
- ・新人職員全員に本会議一般質問を傍聴研修を課している。（いい刺激になっていると報告された）
- ・町田市議会は様々な取り組みをなされており、今回研修目的以外についても多くの収穫があったと感じた。
- ・議会基本条例は策定していないものの、細かな点迄議会改革に取り組んでいると感じました。北上市議会でも既に取り組んでいるような内容もありましたが、特に「議案のカルテ」という議案事の審議の概要と採決結果をホームページに掲載して

いる点と、決算への200項目以上の付帯決議については驚きでした。

・議案のカルテなどは、本会議及び委員会で速記を実施している事から対応できるものと思われませんが、事務局職員の人数の多さにも依存していると思われま

す。・議会基本条例未制定、反問権は認めず、通年議会の実施は検討せず、一見改革度の観点からは疑問を感じるころであるが、町田市議会は「議会の見える化」を進めることが最重要との考え方から、できることからコツコツ進めるとして、着々と進化していると感じた。「議案のカルテ」でマニフェスト大賞を受賞もしている「議案のカルテ」の公表は是非検討すべきと思う。

・ホームページの充実、委員会もネット中継実施、本会議・委員会での速記者配置による議事録のスピードアップ、傍聴体制の充実、高校生との意見交換会の継続実施など参考とすべき点が多い。

決算審査において、付帯決議（全会一致）、付帯意見が詳細に提出されて次年度予算への反映が図られ、政策サイクル形成のかたちとなっている。

新人の職員に一般質問の傍聴を義務付けていることはユニークであり、職員の議会理解の向上に寄与している。

・それぞれの議会運営は議員の合意のもとやり方も一様ではない。住民の福祉の向上を実現する為に議員力は益々必要だと思う。

・議員の欠席届に「配偶者の出産補助」を加えるなど、71項目にわたり積極的に議会の改革に取り組んでいることに学ぶべき点が多くあった。

## 6 視察参加者

委員長 藤 本 金 樹

副委員長 三 宅 靖

委 員 藤 原 常 雄 司 東 道 雄 高 橋 晃 大

阿 部 眞希男 安 徳 壽美子 高 橋 孝 二

議 長 八重樫 七 郎

副 議 長 梅 木 忍

【那須塩原市議会】



【町田市議会】

